

大津市小規模事業者応援給付金の補正予算について

現在の新型コロナウイルス感染拡大の状況や市内事業者の業況悪化を鑑み、小規模事業者応援給付金については、市内小規模事業者のセーフティネットに資する制度として受付期間を8月末から12月末まで延長するとともに、必要な予算措置を求めるもの。(対象者及び条件は現行どおり)

1 現状(8月13日現在)

- ①市内の小規模企業者数 推計約10,000社
- ②受付件数 3,906件
 - 給付金額30万円 2,403件(61.5%)
 - 給付金額20万円 1,167件(29.9%)
 - その他 336件(8.6%)
- ③給付金額 1,015,058千円

2 8月末時点での見込

- ①受付件数 4,506件
 - 8月末までの今後の受付件数見込 1日あたり平均50件×12日=600件
- ②給付金額 1,171,058千円(現計予算に対する不足額 258,558千円)
 - 8月末までの今後の給付金額見込 1件あたり平均26万円×600件=156,000千円

3 受付期間を延長した場合の見込み

- ①現在の想定対象者 約50%(セーフティネット保証認定の状況より推定)
- ②今後の想定対象者の増加見込 約10%(新型コロナウイルス感染症の中小・小規模企業影響調査[中小機構]より推定)

4 12月末日まで延長した場合の件数及び給付金額の想定

- ①最終申請件数の予想 6,000件
 - ・市内小規模事業者数推計10,000×60%=6,000件
- ②最終給付金額の予想 1,560,000千円
 - ・260千円(現在の平均給付額)×6,000事業者=1,560,000千円

5 補正予算額について

見込額1,560,000千円－現計予算額912,500千円=647,500千円
※8月末終了の場合との差額 647,500千円－258,558千円=389,000千円

6 差額給付について

- ・現時点で20万円の給付者1,167件(全体の29.9%)とその他の給付者(3か月の合計売上金額の減少額が30万円に満たない給付者)336件(全体の8.6%)は、8月末日で申請期間が終了することを前提に申請がされているため、12月まで受付期間を延長するのであれば、9月以降の月を直近1か月として計算した場合に、既給付額を超える申請が可能な事業者に対する差額給付の対応が必要になる。(1,167件+336件=1,503件)
 - ・対象者を抽出
 - ・差額給付の申請様式を別途作成して個別案内にて対応していく予定